

事務所だより 2025年8月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053

芦屋市松浜町 6-14-2

Tel：090-7490-7396

Fax：0797-78-6488



盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

7月30日朝、いきなりサイレンが鳴りました。ついに南海トラフ地震か？と緊張しましたが、地面は揺れません。携帯に緊急地震速報も届きません。でも「津波注意報が発報されました。高いところに避難してください」とアナウンスしています。ロシアのカムチャッカ半島の地震による津波警報や津波注意報でした。日本は岩手県の久慈港で観測された1.3mの津波が最大のようにでしたが、カムチャッカ半島や千島列島では5m～6m、ハワイでは1.7mの津波を観測しています。5m～6mの津波だと我が家は水没、流されます。南海トラフ地震だったらすぐに避難しないといけないのでしょうかね。

7月30日は、特異日でしょうか。津波のほかに、丹波市で歴代国内最高気温41.2度を記録しました(これもすぐに更新されそうです)。子供たちは夏休み。「プールに行って遊ぼう!」。ところが、その丹波市、7月23日に市営プールをオープンしましたが、水不足のため7月26日から営業中止となりました。たった3日間のオープンでした。この暑さの中プールにも行けない。でも今の子供たちは、クーラーの利いた家でゲームかもしれませんね(^_^;)。殺人的な暑さに水不足。今年は、米や野菜は育つのでしょうか。米にしても野菜にしても値段が上がると生活を直撃します。食料品の値段が高騰するのは勘弁してもらいたいです。

さて、8月5日～7日まで第75回税理士試験が実施されます。私が講義している「法人税法」は6日(火)9時から開始です。通勤ラッシュと暑さに負けず、体調を整えて、集中して問題を解いてもらいたいです。1年に1回の試験なので、とても心配になります。私まで緊張します。野球の甲子園ではないですが、税理士を目指す人にとっても「熱い夏」です。



では、事務所だより 8月号をお送りします。



☆ お知らせ (2025年8月の税務)

期 限	項 目
8月12日	☐ 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9月1日	☐ 6月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	☐ 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	☐ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	☐ 12月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	☐ 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	☐ 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞
	☐ 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
	☒ 個人事業税の納付(第1期分)(8月中において都道府県の条例で定める日)
	☒ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)(8月中において市町村の条例で定める日)

☆ 今年の税制改正 ～所得税編～

今年は、事務所だよりで税制改正のことをお伝えしていませんでした。少し遅くなりましたが、まずは、個人の所得税から主な内容をお伝えします。

◆ 基礎控除と給与所得控除は10万円引上げ

基礎控除は、合計所得金額2,350万円以下の控除額を10万円引き上げて58万円に、給与所得控除は55万円の最低保障額を65万円に引き上げ、給料の方であれば収入123万円まで課税されなくなります。令和7年分以後の所得税に適用されます。物価上昇局面の税負担調整、就業調整への対応措置となります。

◆ 大学生年代の親族の扶養控除枠を拡大

大学生アルバイトの就業調整に対応して19歳以上23歳未満の子等で合計所得金額123万円以下、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、給与収入150万円までは63万円を控除し、さらに給与収入が増えると段階的に控除額を削減する特定親族特別控除が、令和7

年分以後の所得税に適用されます。

◆ 扶養控除、同一生計配偶者の要件も引上げ

基礎控除の引上げに伴い、人的控除が見直されます。扶養親族、同一生計配偶者の合計所得金額の要件は 58 万円以下となり、現行 48 万円から 10 万円引き上げられます。

個人住民税も給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族、同一生計配偶者の合計所得金額の要件等を改正し、令和 8 年分から適用されます。

◆ iDeCo の拠出限度額を引上げ

iDeCo は加入年齢を 70 歳未満に引き上げ、拠出限度額は自営業者等の場合、月額 7.5 万円（現行：月額 6.8 万円）、企業年金加入者の場合、月額 6.2 万円から確定給付企業年金の掛金額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（現行：月額 2.0 万円）、企業年金未加入者は月額 6.2 万円（現行：月額 2.3 万円）に引き上げ、全額所得控除されます。

◆ 子育て世帯への支援措置を 1 年継続・拡充

(1) 住宅ローン控除

住宅ローン借入限度額の上乗せ措置（認定住宅 5,000 万円、ZEH 水準省エネ住宅 4,500 万円、省エネ基準適合住宅 4,000 万円）、および床面積要件の緩和措置（合計所得金額 1,000 万円以下、40 ㎡以上）は令和 7 年限り適用されます。

(2) 住宅リフォーム税制（継続）

工事費用相当額（上限 250 万円）の 10% 相当額を所得税額から控除する措置が令和 7 年限り適用されます。

(3) 生命保険料控除（拡充）

新生命保険料に係る一般生命保険料控除は、23 歳未満の扶養親族のある場合、令和 8 年の適用限度額を 6 万円（現行 4 万円）に引き上げます（合計適用限度額 12 万円）。

☆ 今年の税制改正 ～法人税編～

◆ 中小企業者等の軽減税率の特例は 2 年延長

中小企業者等の法人税率は所得金額 800 万円以下について 15% とされています。この軽減税率の適用期限を 2 年延長したうえで、所得金額が年 10 億円を超える事業年度については、税率を 17% に引き上げます。

中小企業者等の 800 万円超の部分に係る法人税率や中小企業者等以外の法人については 23.2% です。

中小企業者等とは、資本金が 1 億円以下で大規模法人（資本金が 1 億円超の法人）に支配されていない法人をいいます。

◆ 中小企業投資促進税制は 2 年延長

中小企業投資促進税制は、適用期限を 2 年延長します。

中小企業投資促進税制とは、中小企業者等が新品の機械装置等を取得した場合に 30% の特別償却か 7% の税額控除ができるというものです。

対象となる資産は、

- ① 機械装置（取得価額 160 万円以上）
- ② 測定工具及び検査工具（取得価額 120 万円以上）
- ③ ソフトウェア（取得価額 70 万円以上）
- ④ 一定の貨物運送用自動車（車両総重量 3.5 トン以上）

でいずれも新品でなければいけません。

◆ 売上 100 億超を目指す中小企業の支援措置

中小企業経営強化税制は、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合に特別償却または税額控除ができる制度です。適用期限を 2 年延長したうえで対象に売上高 100 億円超を目指し、一定の要件を満たす中小企業の設備投資を追加します。うち建物および附属設備（合計額 1,000 万円以上）の特別償却率と税額控除率は、供用年度の給与増加割合が 2.5% 以上の場合、それぞれ 15% と 1%、給与増加割合が 5% 以上の場合、それぞれ 25%、2% とします。ほかに A 類型は経営向上指標を見直し、B 類型は投資利益率を 7% 以上に引き上げ、C 類型のデジタル化設備、暗号資産マイニング業の設備は対象から除外し、新たに食品等事業者の設備が適用対象となります。

◆ 地域未来投資促進税制を 3 年延長

地域未来投資促進税制は、地域経済牽引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合に特別償却または税額控除ができる制度です。適用期限を 3 年延長し、機械装置及び器具備品の特別償却率を 35%（現行 40%）に引き下げ、規模要件を 1 億円以上（現行 2,000 万円以上）、前年度の減価償却費の 25% 以上に引き上げたうえで特別償却率 50%、税額控除率 5% とする上乗せ措置の対象設備に新たな類型を追加します。

◆ 企業版ふるさと納税を 3 年延長

企業版ふるさと納税制度は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地域創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関連税から税額控除等するものです。

企業は、法人税では寄附額全額を損金に算入して約 3 割の税額が軽減され、4 割は法人住民税の税額控除となり、2 割は法人事業税の税額控除を受けるので、法人の自己負担は 1 割で地方創生プロジェクトを応援することができます。

一方、地方再生計画の認定が取消される不適切事案が発生したため、寄附活用事業の執行上のチェック機能の強化や活用事業の透明化等を措置したうえで適用期限を 3 年延長します。

兵庫県では、「第 2 期兵庫県まち・ひと・しごと創生推進計画」のもと、「大学の教育環境の充実コース」「ちいさないのちを大切にコース」など 16 のプロジェクトが対象となっています。各地方公共団体で計画が認定されていますので、興味のある方は『企業版ふるさと納税ポータルサイト』をご覧ください。